

令和4年度 第1回四條畷市補助金制度在り方検討会 議事摘録

- 日 時 令和4年6月2日（木） 10:00～12:10
- 場 所 四條畷市役所 本館2階 ミーティングルーム
- 出席委員 = 5名 : 辻委員、施委員、増田委員、上野委員、西尾委員
- 欠席委員 = 0名
- 傍聴者 = 0名
- 事務局 = 3名 : 西野市民生活部次長兼地域振興課長、奥地域振興課主任、長江地域振興課主任

担 当	内 容
事務局	<p>本日は、公私ご多用のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。お時間となりましたので、ただいまから第1回四條畷市四條畷市補助金制度在り方検討会を開催いたします。</p> <p>開催に先立ちまして、委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。お名前を読み上げさせていただきますので、順次、前にお進みください。</p> <p>辻 壽一 様、施 治安 様、増田 拓也 様、上野 和久 様、西尾 佳岐 様</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、副市長の神谷からご挨拶を申し上げます。</p>
副市長	<p>本日、市長が他の公務により不在のため、恐縮ではございますが、市長に代わりまして、私から、第一回四條畷市補助金制度在り方検討会を開催するにあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>平素は、本市市政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、皆様方におかれましては、公私ご多忙の中、本日、ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本市における補助金の在り方については、これまで、補助金の適</p>

正執行、透明性の確保はもとより、社会環境の変化に伴い、公益性・公共性を支える主体が、行政だけではなく、市民・団体へと広がりを見せており、これらの主体間での協働によるまちづくりを進めていくという課題、背景がございました。

その課題に対し、種々取り組んでまいりましたが、協働によるまちづくりを加速するためには、複雑多様化する市民ニーズに対応した補助金制度の在り方の検討が必要との結論に至り、平成29年に、この補助金制度在り方検討会を設置したところでございます。

検討会では、多角的な視点により真摯に検討いただき、補助金の在り方の基本となる8つの原則などを取りまとめた報告書を提出していただくとともに、新たな制度である公募型協働のまちづくり提案事業補助金についても、議論していただき、本市のまちづくりの推進に多大なる貢献をいただいたと認識しております。

今回は、その公募型協働のまちづくり提案事業補助金の制度開始から、3年が経過したことから、制度を運用する中で生じてきている諸課題や社会情勢の変化に対応するため、より良い制度の改正に向けてご検討していただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

結びに、今回の検討委員の皆様方との縁、繋がりが、本市及び市職員にとってはもとより、委員皆様、相互にとっても有益なものとなるよう祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、副市長、及び部長につきましては公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

それでは、委員の皆さま、お名前の記載された座席へご移動ください。

【委員、事務局 着席】

事務局

事務局	<p>では、審議に入ります前に、まず、定足数の確認について、事務局からご報告いたします。本日は、委員5名中、5名の委員にご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、本検討会の委員長、副委員長の選出をお願いしたいと存じます。選出については、委員の互選により選出していただくことになっておりますが、ご意見などございましたらよろしくお願いたします。</p>
西尾委員	<p>この検討会発足以来、委員長は辻委員に、副委員長は施委員をお願いをしておりました。両先生には大変かと思いますが、今年度につきましてもこの体制でお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
各委員	異議なし
事務局	<p>それでは、西尾委員からご意見いただき、異議なしといただきました。他の委員さんからも特に異議が無いようですので、こちらのほうで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、辻委員を委員長に、施委員を副委員長で決定させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次に、本検討会の公開、非公開について、決定したいと存じます。</p> <p>本市では、審議会等の会議につきましては、「審議会等の会議の公開等に関する指針」に基づき、原則として公開することとされています。本検討会につきましても、公開するということがよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし

事務局	<p>ありがとうございます。それでは、公開することといたします。</p> <p>それでは、次に、会議録につきましても、先ほど申しあげました「審議会等の会議の公開等に関する指針」に基づき、作成が義務付けられており、その記載内容につきましても、審議の経過が分かるように、委員等の発言内容を明確にして記録することとなっておりますので、発言者の氏名を記載させていただくこととなっておりますので、皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。</p>
辻委員長	<p>それでは、案件1に入りたいと思います。諮問書について確認させていただきますので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。件名につきましては、「四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金の制度改正について」でございます。</p> <p>本文でございますが、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金について、制度を運用する中で生じている諸課題や社会情勢の変化に対応するため、四條畷市補助金制度在り方検討会条例第2条各号の規定に基づき、貴検討会の意見を求めます、となっております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
辻委員長	<p>それでは、案件2 「これまでの提案事業について」を事務局から、説明を受けることとしたいと思います。</p>
事務局	<p>では、事務局より、これまでの提案事業について、報告の意味も含めて説明いたします。まず、お手元の資料の資料番号1 公募型協働のまちづくり提案事業補助金についてをご覧ください。</p> <p>まず、補助金の在り方の検討についてでございます。検討の背景とあり</p>

まして、本市ではこれまで、この検討会の設置前から既存補助金を含めた市の補助金について、検討をしていました。その課題としては、記載の3点ほどがあげられます。そして、取組としては、四條畷市みんなでつくる協働のまちづくり指針を策定し、公益の実現に向けて様々な取組を推進していましたが、複雑多様化する市民ニーズに対応した補助金制度の在り方の検討が必要との判断から、この四條畷市補助金制度在り方検討会を設置しました。補助金制度在り方検討会での検討としては、検討の観点に記載している点を中心に考え、補助金の必要な視点として、補助金の在り方8つの原則に立ち返り、検討を進めていく必要があるものと考えました。そして、より多くの団体が協働のまちづくりと、公益の実現に向けて自走できる機会を提供するため、公募型協働のまちづくり提案事業補助金制度を創設したところでございます。

裏面にいただいで、公募型協働のまちづくり提案事業補助金制度の概要をまとめて記載しています。そのなかで、補助率、補助額については、補助対象経費の1/2相当額（上限：200万円）、また補助対象外経費については、固定資産及び備品の取得費又は整備費、食糧費、経常経費等、そして補助利用制限は原則3回としています。

そして、補助金の利用状況としては、申請件数は、令和元年度事業は12件、令和2年度事業は6件、令和3年度事業は4件、令和4年度事業は3件で、トータル25件の申請がありました。また、採択件数は、令和元年度事業は11件で、令和2年度事業は0件、令和3年度事業は4件、令和4年度事業は2件でトータル17件採択しています。分野については、幅広い分野からの申請がありました。

では、次に資料番号2の公募型のまちづくり提案事業補助金 提案事業一覧（補助申請額順）をご覧ください。

まず、補助申請額が上限200万円の提案が2件ございましたが、いずれも不採択となっています。次に150万円、125万円とありますが、新型コロナウイルスの影響により中止となっており、5番目のピンクリボン大阪の82万2500円が、補助申請額で一番高い金額の事業となって

	<p>います。続いて55万円、50万円と続き、一番低額の事業は、3000円であります。また、全体の平均補助申請額は、51万169円となっております。以上が、これまでの提案事業についての報告を兼ねての説明となります。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>ただ今、事務局からの説明ありましたこの件について、何か意見はございますでしょうか。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>3年やってきて、ここで3回にわたって議論していくのですが、委員の意見もありますが、まず市側でどういうことで見直してほしいや、考えて意見する中で、補助金制度をとりまく色々な兼ね合いもあると思うが、どこまで踏み込んで検討し、または意見していいか、何かヒントみたいなものはありますか。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>制度の見直しの背景ですよね。どういった理由で見直しをするのか、この委員会ですら突っ込んで議論するのかというところですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、見直しについてなんですけども、今回制度創設し3年経ったということで、資料1の裏面に補助金の利用状況があります。元年度は12件ありましたが、年々少なくなっているのが現状でございました。ただ、市民からのニーズは色々あるのではないかとということで、案件4でもご説明いたしますが、昨年度アンケート調査を実施しまして、幅広くニーズがある中で、申請件数が少なくなっていることがございますので、今回の検討会で多様化する市民ニーズにあった制度に対応するような、創出する機会があるような制度になるよう、今回諮問させていただいたところで。</p> <p>そして、どこまで議論をというところですが、平成29年に報告書を出していただいたなかで、8つの原則を出していただきまして、その8つの原則は変わるものではないですが、例えば、案件4でも近隣市の状況を説</p>

	<p>明させていただきますが、制度創設のときは一からの作成でしたので、先進市の事例を参考に制度を創出しましたが、北河内の近隣市の状況を踏まえ、地域との兼ね合いも含め、見直しをかけて、より四條畷市、地域にあった部分をご検討いただきたく、諮問いたしました。</p>
辻委員長	<p>施副委員長の質問の関連ですが、補助金の利用状況について、基本的には3か年継続して利用できるとありますが、令和元年度から令和3年度、4年度に継続して申請しているところがありますか。</p>
事務局	<p>継続して申請されたところは1件のみです。</p>
辻委員長	<p>令和2年度はコロナで中止したので、令和4年が3年目ということですね。令和元年に採択されて3か年継続して申請したところは市民講座の1件のみということですね。どういった理由でしょうか。</p>
事務局	<p>アンケートのところでもご説明しますが、プレゼンテーションが負担であるとか、リーダー役の方に負担があるなど、種々ご意見がある状況です。</p>
施副委員長	<p>具体的な案件は後ほど説明があり、お聞きしながら議論していこうと思いますが、スタートは令和元年で、ありがたいことに12件の申請があり11件採択、そこから減少したのは、コロナ禍ということが一番大きいと思いますが、市の認識として、コロナがなければ、初年度12件あって、さらに増えていくのではないかという認識だったかお聞きしたいのですが。</p>
事務局	<p>市の考え方までは整理できていませんが、担当レベルのお話しですと、令和元年度は初めてですので、周知も大々的に行い、まずやってみようという方が申請されたのかなと。令和2年度は整理された中で6件の申請が出てきましたので、6件程度が、コロナが無ければ出てくるのではないかと、その中で中止になりましたが、120万円、150万円の事業の申請</p>

	<p>もありましたので、コロナが無ければ、申請件数も変わっていたのではないかと考えています。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>議論の前提となるので、しっかりお伺いしたいですけれども、コロナという特殊事情の中で、潜在的なニーズはあるということで、補助金制度の準備段階から我々は関わっていて、今回見直しということですが、何に基づいてどう見直しするのか、極端に言えば、コロナが無ければ順調にしているのであれば見直ししなくてもよいのでは。その問題意識をお聞きしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>コロナも減少の要因となっているが、本市は行財政改革で事務局の見直しや補助金の見直しも実施しております。本来令和2年度、3年度に実施予定でしたが、コロナにより時期が延長されていることもあり、既存の補助金が団体に継続して支出しているというところと、事務局事務についても総会等ができていない状況もあり実施の延期をしておりました。</p> <p>今回令和4年度末に延長期間が切れまして、令和5年度から団体事務局の移管や補助金の見直しが成されるというところと、今回3年経ったというところで、一般の方を含めたアンケートも踏まえ、広く利用していただけるよう、見直しを進めていただければ、案件4にも説明しますが、イベントの共催協力に関する要綱を制定していますので、そこも踏まえご議論いただき答申いただければと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>では、次の案件に進めさせていただきます。</p> <p>案件3 「制度改革に向けたスケジュールについて」を事務局から、説明を受けることとします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、案件3、制度改革に向けたスケジュールについて を説明させていただきます。今回の検討会は、3回の開催を予定しており、まず、1回目の今回の検討会で、これまでの提案事業について、より良い制度に向</p>



けての在り方について意見交換等をしていただき、改正案に向けた検討をしていただきたいと思いますと考えています。そして、第2回を6月28日に開催予定としており、そこでは制度の改正案についてということで、第1回の内容を踏まえて、事務局にて改正案（たたき台）を作成し、それについての意見交換、検討をしていただきたいと思いますと考えています。そして第3回を7月26日に開催予定としており、そこでは制度の改正案について、答申についてということで、第2回内容を踏まえて、事務局にて改正案（最終版）を作成し、それについての意見交換、検討をしていただきたいと思いますと考え、答申につなげていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上が、案件3、制度改革に向けたスケジュールについての説明でございます。

辻委員長

ただ今、事務局からの説明ありましたこの件について、何か意見はございますでしょうか。

辻委員長

特に意見が無いようですので、それでは、このスケジュールで進めさせていただきます。

では、次に案件4 「制度の見直しについて」を事務局から、説明を受けることとします。

事務局

それでは、制度の見直しについて説明させていただきます。まず、お手元の資料番号3、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金に関するアンケート調査結果をご覧ください。そして、ページをめくって裏面の調査の概要をご覧ください。

まず、2 調査の対象ですが、これまでの1 制度提案者と2 各種団体及び市民の2種類のアンケートを作成し、実施いたしました。調査期間、調査方法は記載のとおりです。また、回答状況もそれぞれ記載しています。

では、2ページにいていただき、II 調査結果でございますが、まず、

1 制度提案者向けの結果です。抜粋して説明しますが、Q 2、あなたはこの制度のことを何で知りましたかの問いには、広報誌が3件、市ホームページが5件、知人などからが2件でございました。次に3ページにいただき、Q 3、募集開始から締切までの期間、Q 4、募集の時期について、次に4ページにいただき、Q 5、提案時に提出する書類についての回答状況を記載しております。

次にプレゼンテーション審査についてでございます。Q 6、プレゼンテーションの時間についてがあり、5ページから6ページと回答が記載されており、6ページをご覧ください。下段のQ 9、プレゼンテーション審査の公開については、よいが7件であり、悪いという意見は得られませんでした。次に7ページをご覧ください。Q 9-1、なぜそう思いますかの問いには、公平性、他の提案チームとの優劣が自分のチームと比較できるためなどの意見が寄せられました。次に8ページをご覧ください。Q 10-1でございますが、この制度への継続提案に至らなかった理由については、毎年毎回プレゼンテーションを実施することが負担になったためや、公金を支出するので、いろいろな制限は仕方がないとしても、ある委員の方の「本来、市が行う事業という認識」もあることであり、①提出物の削減、②手続きの簡素化などが必要ではないだろうかなどの意見が寄せられました。

次に9ページにいただいて、Q 12-1、補助額、補助率については適切でしたかの問いに対しては、はいという意見が2件、いいえという意見が5件でありました。

次にQ 12-2、下記のうち、補助額・補助率に関して、将来の自立を見据えたスタートアップ支援の観点からあなたが適切だと思うものについての問いについては、意見は割れましたが、特に制度を改正する必要はない、補助の上限をあげるという意見は得られませんでした。その他の意見としては、10ページ上段に記載がございますのでご覧ください。その他としては、スタートアップの支援なので、備品購入を認めてもらいたい。たりないものばかりの中、予算もなく有志の協力だけで運営は厳しいもの

がありますや、「初年度などのスタートアップ時の補助率アップ」もその方策の一種であるなどの意見がございました。

次に、Q12-3、この制度の利用は、原則3回までとなっていますが、これは将来の自立を見据えたスタートアップ支援の観点から適切だと思えますかの問いについては、このままでよいが4件、短い1件でありました。

次に、Q13の全体を通しての意見では、何もかも公募型事業に転換され、この制度の利用状況が報告されているが、不透明なところがあるようにも思うも、市としての市民の総意なのか、予算削減か、市民意識の共有としての理解が得られないのではや、補助金を出すだけでなく、市職員もイベントに参加し体験してほしいや、書類審査、プレゼンを経て、補助金をもらえているので、使い道は自由にしてもらいたい。事業終了後も会計報告するようになっているので、などの意見が寄せられました。

以上が、制度提案者向けのアンケート結果の説明でございます。

次に、12ページをご覧ください。2 各種団体及び市民に実施したアンケート調査結果についての報告です。まず、Q1、あなたはこの補助制度のことを知っていますかの問いには、はいという意見が28件、いいえという意見が8件ございました。認知率は約78%となっています。

次に、13ページをご覧ください。Q2、あなたはこの制度のことを何で知りましたかの問いには、広報誌が17件、市ホームページが10件などの結果となりました。

次に、14ページをご覧ください。このページには、プレゼンテーションのことについて、掲載しております。

次に、15ページをご覧ください。Q4、あなたがこの補助制度を利用しなかった理由についての問いについては、多い意見としては、提案したい事業がないからが10件、補助率が低く、自己負担分を調達することができないからが6件、制度の内容がよく分からないからが6件、コロナ禍で事業ができないからが5件でありました。また、その他の意見としては、原則として自立型のボランティアをめざしているので、補助金は極力

避けたいと思っています。また、補助金をいただくと様々な縛りがあり、活動の幅が狭くなりますや、補助金を受けたらたくさんの規制があり、かえってやりづらいという点が多い等の意見がありました。

次に、16ページをご覧ください。このページから18ページにかけては、回答者の属性を記載しています。

次に、19ページをご覧ください。Q6、この制度をよりよく、利用しやすいものにするために、あなたが必要だと思うことがあれば教えてくださいの問いには、以前より長きにわたり活動を継続しているサロンの為、補助制度を利用するだけのイベントごとをするに至らないので、これまで利用を考えていませんでした。サロンを一緒に進めているボランティアや委員の方の賛同を得るのもまた考えを1つにするタイミングが今、ないために活用していませんでした。また、コロナで集まるのも積極的に考えられず今の段階では、特に必要性がないかと思っておりますや、備品などの購入に対しても補助金の対象にしてほしいことや、領収書の日付など理由があれば認めてほしいや、プレゼンに時間が割くことが出来ないのも、ネットなどで申請できればと思います。また、上記の地域活動ですが、年に1回だけの盲導犬育成のための募金ライブ活動と献血活動だけですや、代表者が目に見えないところで負担になり、カバーしていることを理解してくださいや、外部講師や単発イベントは補助対象でも、通常の人件費にも使用できる補助金制度が少ないや、人前でのプレゼンが苦手なのでいつも躊躇してしまいます。資料作りは得意なので資料だけの審査も行ってほしい。また、補助金は、スタートアップ時に使いたい人が多いと考えられるので使った分の2分の1ではなく、出来れば審査が通った人に与えてほしいや、協働ってなに？事業というからには売上・利益とかが必要なのかな？気軽に楽しくボランティア活動をしています。なにかめんどくさそう。私どもには遠い感じがしますや、各公共施設に看板や案内お知らせなどで周知をしてほしい。市役所の方からもう少し提案などをしてほしいや、補助額について、経費の2分の1というのは自己資金の負担が大きくなると思われるので、利用しにくく、3分の2以上なら利用して活動を広

げたい。上限はそのままがいいと思うなどの意見が寄せられました。以上が、各種団体及び市民向けに実施したアンケート調査結果の説明となります。

次に、資料番号4をご覧ください。公募型補助金に関する近隣市の状況について説明いたします。こちらは、北河内7市及び東大阪市について、ホームページと電話にて調べた一覧でございます。まず、調査項目1、補助制度の有無については、守口市は無し、門真市は昨年度まで実施しておりましたが、今年度からは無しということになっています。その他の市についてはございます。次に、4の補助対象ですが、概ね市民団体を対象にしており、個人も対象に含めているのは本市だけとなります。次に、補助率ですが、50%、100%などがあり、東大阪市は、最初は100%で、その後逡減するというようになっています。次に、6 補助金の上限については、他市においては2万円から70万円とそれぞれあり、本市の200万円が一番高くなっています。次に、8 利用回数の制限ですが、1回、3回、制限なしとばらつきがあります。次にプレゼンテーションの有無ですが、寝屋川市以外はありとなっています。次に、13 備品購入の可否については、可能と不可の市があり、約半々でありました。以上が、公募型補助金に関する近隣市の状況説明となります。

次に、資料番号5をご覧ください。「四條畷市共催、協カイベントの事務取扱に関する要綱」に定義するイベントの併用についてでございます。四條畷市では、市と市民活動団体等が共催、協力の形式により実施するイベントについて、公平性、透明性を確保するため、実施するイベントの基準及び手続等に関し必要な事項を定める「共催、協カイベントの事務取扱いに関する要綱」を制定しました。一定の基準に基づいて、市が団体等の実施するイベントに関与することで、団体等が主体的に行うイベントを支援することで、市民主体の取組みを持続、発展させていくこととしています。また、市が共催や協力の開催形式により実施するイベントの基準及び手続等に関し必要な事項を定めるにあたり、イベントに関わる方が「共通の認識」で協議できるように、イベントの開催形式について、1主催、2共

催、3協力、4後援の形式に決めました。そこで、イベントの開催形式における公募型協働のまちづくり提案事業補助金の適応についてですが、本補助要綱では、第2条の提案の主体の第1項第3号に、補助対象事業の実施年度において、提案主体の運営を公的機関、または実質的に公的機関から影響が及ぶとみなされる団体が担っておらず、提案主体の運営において公的機関から独立し、自立的な運営がなされていることが条件となります。そのことを踏まえ、市主催、市共催については、市が主体のため、本補助制度は対象外になると考えます。次に後援については、公益的な事業に名義の使用を認めるということで、本補助制度の対象となります。最後に協力ですが、先ほどの定義にも記載のとおり、あくまで団体が主催となります。市は、可能な範囲において周知活動等を支援するというものでございます。その支援内容については、裏面に記載のとおり、周知活動、会場の予約手続等となります。こちらの支援について、本補助要綱の「公的機関から独立し、自立的な運営がなされている」という点を踏まえて、適応するかどうかについて、本検討会で議論いただきたいと思いません。事務局からの説明は以上です。

辻委員長

ただ今、事務局からの説明ありましたこの件について、何か意見はございますでしょうか。

上野委員

アンケートについて、大きく2つ、制度提案者ともうひとつは各種団体と市民の対象がありますが、市民というのは回答数がどれくらいでどういった人でしょうか。

事務局

正確には把握していないのが実情ですが、NPO登録団体についてはメール、FAX、郵送、手渡しにて送付しており、市民向けには市ホームページより回答できるようにしております、すべて合わせた数で集計しています。紙で回収した20件については、各種団体には紙媒体を配布していますので、20件が団体より回答というところです。WEBの16件について

	<p>は、市民も回答できますので、その中に団体からの回答、市民からの回答がありますが、詳細な分類は把握できていない状況となっております。</p>
辻委員長	<p>今の質問に関連しまして、市民の属性はわかるのでしょうか。</p>
事務局	<p>市民の属性は、アンケートの16ページに記載しておりまして、属性について説明させていただきます。まず年齢ですが、70代の回答が21件と突出して多く、続いて50代6件、40代60代3件と続いております。お住いの地域ですが、市内を7地域に分けて回答していただいております。西部と東部で人口が異なりますが、東部地域、田原からの回答が多かったです。あとは参加イベントや地域活動への参加、活動のジャンルは幅広い回答となりました。</p>
辻委員長	<p>10代、20代の方がどんな人か気になりますね。こういった方かは分からないですよね。例えば、自治会長かどうかは分からない？</p>
事務局	<p>分かりません。</p>
上野委員	<p>市民さんは活動されている方を含めてということですね。ネットで回答とこのことですので、まったく活動をされていない人の回答の可能性もあるということでしょうか</p>
事務局	<p>はい。</p>
施副委員長	<p>回答状況ですが、配布数が17、回答数が7件で、提案者の回答が約4割ですが、どういう風にみえていますか。</p>
事務局	<p>一般のアンケートは回答率が高くなく、良くて2割から3割程度とっておりますので、任意アンケートで4割は高いと認識しております。</p>

施副委員長	結構な団体が補助金を受けていて、6割の人がアンケートを回答しないということがどう考えたらよいのかと思って。
事務局	あくまで任意で、郵送で回答をお願いしておりますので、個人を特定されない形でアンケートを実施していますので、どなたから回答があったかもわからないことになっていますので、注意喚起等もできていない状況で、考えていることもわからない状況です。
施副委員長	匿名のため書きやすいこともある。
辻委員長	申請された方は記名でもいいと思います。匿名である必要はないので。
施副委員長	補助金を受けている以上は義務付けでも良いと思います。
上野委員	次回実施する際にひとつの案としてください。
施副委員長	マネジメントの問題がありますね。4割は低いですね。
辻委員長	<p>今回の大きな目的として、補助金制度の見直しということと、市のほうで進めている共催協カイベントについて公募型補助金の扱いをどうするかというところですね。</p> <p>ではまず補助金制度のあり方というところから議論していきたいのですが。質問してよろしいですか。この制度による初めてのプレゼン時は面白いものが結構ありました。シイタケ栽培とかオーケストラとかがありましたが、1回で終わっています。その後の状況は市で把握されていますか。</p>



事務局	シイタケ栽培については、分らないですが、森のオーケストラは総合センターの指定管理者による自主事業として継続しています。補助制度を継続してではなく、指定管理の自主事業として自分たちで継続しています。
施副委員長	この補助金は継続されている？
事務局	補助金は継続せずに、自主的にされている形です。
辻委員長	指定管理でされているということは、市の意向も働いているということですね。
事務局	一度された実績を基に説明されて、指定管理のほうで判断されたということです。指定管理のほうも稼働率を上げなければいけないので。令和4年度に開催される予定です。
辻委員長	ひとつのケースですね。
事務局	自主事業となるので、市からは指定管理料も出ていないので。
上野委員	どこかの施設の指定管理ですか。
事務局	総合センターの指定管理者です。
施副委員長	指定管理は補助金とも委託とも違って何か別の枠ということですか。
事務局	別の枠です。
辻委員長	例えば、吉本興業さんも指定管理業もされ、収益を上げられている。その

	<p>指定管理者も森のオーケストラさんには一定の価値があると判断されたということですよね。シイタケ栽培とかアウトドアなども継続実施できるように思いますが、何か把握されていますか。</p>
事務局	<p>個別には把握していませんが、アンケートに記載があったと思うんですが、8ページのところで、毎回プレゼンをすることが負担になったや公金のため制限があるやコロナによるフェスティバルの自粛のため、申請者の人件費が認められず業務に支障がでたといった様々です。</p>
辻委員長	<p>補助金の申請額が他の自治体と比べても断トツに高い、良いか悪いかは別にして、事業するうえでは大きいと思うのですが、200万円というところがどうかということですね。もともと200万円という金額がどういう背景で出てきたのかを説明をいただければと思います。</p>
事務局	<p>もちろん検討会でご議論された部分ですが、一定市としても補助金のあり方を見直すなかで、どれぐらい削減されるか、総枠を算出し、他市も参考に補助金額が大きいところでしたら200万円弱くらいのところもありましたので、目標にしたというのがひとつあると思います。</p>
辻委員長	<p>3か年で、自立することが目標ですけども、ご意見をお伺いしたいのですが、そうであれば、毎年採用を決めなければならないのもどうかと思っています。3か年を一括として事業採択する方法もあると思っています。それで、毎年の申請ではなくて、例えば初年度の助成金額を100万円として、次の年は75%、次の年は50%とすれば、最終の助成金の合計は225万円となります。これを、一括で初年度に申請する方法です。そして毎年、事業報告をしてもらい、助成の継続か打ち切りかを判断する。もう一つは自立をしていただくのが目標なので、事業継続できるようにお金をどう集めるのかを、この3年間で取り組んでいただく。つまり、トータル3年で考える必要があるのではないかと。</p>

	<p>もう一点が、プレゼンテーションが苦手な申請できない人がいる。</p> <p>100万円といった高額の場合はプレゼンしてもらわないと困るが、5万や10万円の低額でプレゼンを強いるのもいかなものかと思います。市民生活にとって必要な事業と判断できれば、書類審査のみで認めてもいいのではないかと。そのあたりを皆さんのご意見を伺いたい。</p>
施副委員長	<p>上限が200万円というのはいいと思います。上限を上げたほうが、例えばピンクリボンさんのような市外の団体が四條畷市に来てもらえる、企業の誘致ではなく、非営利活動を誘致するという意味では、近隣市よりも上限が高いというのは強みになると思う。</p> <p>辻委員長の提案された3年一括りというのは、3年で上限600万円ということ？</p>
辻委員長	<p>違います。資料2の表を見ていただいたら、採択された中で金額の最高が82万円なんです。ということは、100%補助であれば、イベント時の総額が100万円以内で認めてあげてもいいのかなと。2年目は100万のうちの75%、75万円でしょ、自動的に認めてあげればいい。3年目は50万円、トータルで225万円。</p>
施副委員長	<p>上限を200万円、事業規模があるからその2分の1</p>
辻委員長	<p>総事業費が100万円であれば、100万円助成ということですから。200万円の補助を受けたとして、残りの200万円を自分たちで手当し、総額400万円で行う事業ってそうないでしょう。</p>
施副委員長	<p>アンケートにも出ていたが、単体サークルでイベントをするよりは、似たようなビジョン、ミッションを持った団体が一緒に共同で大きなイベント</p>

	<p>をするほうがいいと思うので、そういう意味では事業ベースで200万円なので、総額は400万円だから、色々な団体が共同で、サンタのイベントをすとか、他の地域とすとかしたほうが人も育っていくし、四條畷も発展していく。その兼ね合いでできるだけ上限は引き上げて大きなプロジェクトをしたほうがいいと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>大きなイベントができれば良いですが、現状はイメージしづらい。将来的にはそのようなこともできるかもしれませんが、その事業や団体を育てていくことを考えれば、3年間で自立する仕組みを検討する必要があると思います。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>3年を1セットで採択する。それはいいかもしれないけど、準備段階で3年と言ったのは私ですけども、大阪市の市民局のほうで、大阪府のNPO法人の補助金なんかをやっている部署があるのですけども、あそこも3年を上限として、最高で3年、その間に自立していく。大阪市さんも1セットで採択でなかった。最高3年でと審査されても、2年目3年目でプレゼン審査があって、1年間やったことがクリアされて、2年目3年目と続いていく。四條畷市は高齢者も多いので、プレゼンするのが苦痛だという話がありましたが、全国的にみて、NPO法人、教育系、福祉系なんかでも事業をしないと立ちいかないの、京都の福祉系のNPOなんかは年間100本くらい補助金の申請をやっています。それだけで1人、2人のスタッフがいる。企業でいうと売上を取る、ということですよ。補助金申請が面倒というのは論外だと本当は思う。ただ、高齢者が多いので、最後提案したいんですけど、地域のためにいろんなプロジェクトをやったり、あんな活動、こんな活動、地域活動したいのであれば、プレゼンが面倒というのはどうかなと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>私も、施副委員長と同じ意見ですけども、リストの一番下の欄を見てみたら、令和元年度申請でラジオ体操は3,000円です。</p>

施副委員長	プレゼンに対してもうひとつ、3,000円と額は低いけども、いい活動をされている。プレゼンするということは、活動をアピールする場でもある。アピールするのであれば、地域活動なんかはプレゼンするべきだと思う。自分たちの団体のために。
辻委員長	アピールできる人とできない人がいるのでは。
施副委員長	それは人材の問題で、また別の話。
辻委員長	項目によると思うのです。ラジオ体操は若い人が申請するとは思わないだろうし、そうすると、年配の方になる。プレゼンがあるなら辞めておこうかとなる。そういう人達への配慮も必要と思いますね。おおよそ、申請金額の低いのは、高齢者を中心とする事業です。年配の人でも四條畷市のために活動されているので、その配慮は必要かなと。もちろん、プレゼン発表したいのであればしていただくのですが、したくないのであればあえて求めないという選択肢もあると思います。
施副委員長	ラジオ体操もこの町内会でやっているよということをアピールすることによって、他の地域まで広がっていく。
辻委員長	プレゼンしたい人は、できるようにすれば良いと思う。他の方もご意見を。
上野委員	補助金の上限、補助率というところで、委員長、副委員長でお話しされていたんですけども、年間の予算というのは、前年度に採択して、翌年度に補助金を出すという流れですが、予算としてある程度見込んでいるのか、一定の枠として見ているのか、上限、補助率というところにも関わってく

	るので、そのあたりどうですか。
事務局	想定している予算額ということですよ。現状で大体2,000万円を見込んでいます。ただ、今回制度を見直していただくことで変わっていく可能性はあります。200万円が10件の想定です。
上野委員	余裕があるといえばあるということですね。委員長おっしゃったとおり、上限200万円というのは、他市を見ても高い。副委員長はそれを四條畷の強みとするのか。最高でも85万円ですので、他はコロナで中止になって、一概に上限をどうするかとあるんですけども、若干高いかなと個人的には思います。補助率の話ですが、段階的に下げるということで、スタートアップという形で、補助率だけでなく、対象ですよ。アンケートを見ても使えないものもあるし、使い勝手が悪いと。内容を考えることも必要かなと。あと3年経過してプレゼンどうするか、プレゼンも手間ですが、事務局側も透明性の部分が必要で、アピールにも必要ですが、私も金額によってどうかなと思う部分もあるんですけども、透明性確保の部分でどうかなと思います。
辻委員長	現在、書類審査の上で、最終プレゼンテーション審査ですが、申請金額の少ないものについても書類審査のみでは透明性がかけるということですか。
上野委員	それと申請の本数にもよりますが、10本、20本もあるかどうかというところですね。
施副委員長	コロナがあげればいっぱいくるかも。いっぱい来た時にどうしていくか。
上野委員	去年は2本でしたからね。それであれば、もう少し検討を。

辻委員長	例えば、パトロールは続けられてるのですか。申請は1回ですけども。
事務局	田原ライフセーバーズですよ。これは実質的に田原地域の安全を守るといことで、学校、自治会の協力を得て続けられているといことです。
辻委員長	ここなんかは最初にものを買えば、あとはボランティアさんの活動ですよ。申請の中身はなんでしたか。
事務局	ガソリン代等です。今は自治会から援助をもらったりという形です。
辻委員長	ラジオ体操はなんでしたかね。
事務局	これも東部地域ですけども、公園でラジオ体操といことで、ラジオの電池代です。
施副委員長	3,000円もらうというよりも、ラジオ体操をやっているといことをみんなに伝えたいといことでしょうね。
事務局	この方はそういう発想でした。こういう活動を知ってもらうといこと、PRしたいといのをプレゼンの目的にしていました。
辻委員長	PRしたい人はそうですが、それ以外の人たちをどうするかとい問題ですよ。通常、ラジオ体操は自分たちでされていますからね。以前から継続されていますので、アピールするための申請だと思います。
西尾委員	先ほど辻委員長がお話しされていたことと関連して、昨年度初めてプレゼンに出席して、短い時間のなかで苦戦されているな、高齢者大学の方も半分くらいしか言いたいことを言えてないのじゃないかと思うのですが、プレゼンがプレッシャーになっていたと思うのですが、継続事業で3年間継

	<p>続する中で、1回目のプレゼンで言いたいことを全部出せたとして、3年間の補助を約束することが、行政の都合で可能かどうか、行政の予算は単年度で作成しますので、2年目以降の予算を担保する方法があるのか、検討がいるのかなと。</p>
辻委員長	<p>それはあると思います。私が思うのは、予算総額決まっているので、その中での変動は可能なように考えます。</p>
西尾委員	<p>業者さんとの契約でも3年契約のような形はありますので、できるのかなとは思いますが、一回検討してもらったほうが良いのかなと。</p> <p>3年で補助率を減らす分ですが、近隣市を見ていると東大阪市さんが1回目100%、2回目が90%、3回目が80%とされているので、東大阪市さんがプレゼンを1回にしているのか確認をしたほうが。</p>
事務局	<p>東大阪市さんは毎年、最後に報告会もされています。</p>
辻委員長	<p>上限の100万であっても、プレゼンは必要、その中でおかしいなと思うことがあれば、打ち切りもあり得るということですね。そういう形で団体が計画通り進んでいるかを判断できる仕組みが必要だと思います。</p>
西尾委員	<p>そうですね。1回目の団体が2回目以降ちゃんと進んでいるか。あと少額のところでは寝屋川市さんが上限2万円で書類審査のみでされている。うちとスタートの背景も違うと思うんですけど、こういうやり方も、2つに分けて考えても。我々のスタートが一方で予算を削減された分を前向きなところに充てようというプラスとマイナスの部分でやっていますが、純粋に頑張っている団体さんをどう応援できるかにシフトしていったるので、この辺の考え方も見直しの時期かなと思います。寝屋川市さんは書類審査できちんと審査できているのか。</p>



事務局	基本的には毎年同じところが申請し、補助金を出している。せっかく見直しをしたのに、また戻ってしまうことになりかねない。年限もないです。
西尾委員	スタートにお金がかかる。充実していくにつれ、お金を集める方法はあるので、勉強していただいて。
辻委員長	備品の購入についてはどうでしょうか。購入を認めてほしいという意見がありますが。
上野委員	備品といっても、全部の備品を補助は難しい。選別するのも難しいので。そのあたりが煩雑になるかなと。一定補助でもいいかなと。
辻委員長	固定資産税の考え方、20万円未満（現在は30万円以下）は損金で処理できるので、金額によっては補助もありでしょうか。
上野委員	ただ1年で辞めますとなったときに、例えば返してと言えるかどうか。
辻委員長	微妙な金額で制限するかですね。そこで判断しますからね。確かにスタートアップなので、何らかの備品は必要なので、そのあたりは認めてあげてもいいのかなと。ただ、何か事業をしようとしている方がパソコン持っていないとダメだろうとか、そういった判断は必要になります。ただ、そんなに金額が張らないものについては認めてあげてもいいのかなと。
施副委員長	私も備品は認めてあげてもいいのかなと。全額ではなく。ただ、非営利団体で、備品、太鼓とか税金で買って、途中でやめたとなった場合、資産として市に返納とか、法的な決め事はしておかないといけない。それと、備品の件と、東大阪市さんの初年度100%というのはいいけども、備品と掛け合わせら、自分が申請者なら、初年度に備品を大量に買って上限まで申請をします。合法的に皆さん色々考えて申請してこられるかなと思いま

	<p>す。初年度100%と備品購入と両方するのかというところです。</p>
辻委員長	<p>内容によってはいいと思います。パソコンを何台も買うとなると問題ですが、例えば、低額な物で一人ひとりの活動に必要とする場合は認めて良いのかと、そのあたりも委員会で判断できればと思います。</p>
事務局	<p>今まで備品を認めている例は基本的にはないです。形に残るものですし、8つの原則でも事業費補助の原則もありますので、単年度で使い切るものが原則です。備品は残るものになりますので、認めてこなかったということです。</p>
辻委員長	<p>電池でも2年くらいもつものもありますよね。</p>
事務局	<p>厳密にこれが備品でこれが消耗品であるという仕分けは難しいです。</p>
辻委員長	<p>什器と備品という考えは行政にはありますか。</p>
事務局	<p>什器と備品という概念はないです。基本的には備品と消耗品です。一定の金額以上になれば備品になります。</p>
辻委員長	<p>民間では備品と什器は明確に分かれていて、例えば20万円以上（現在は30万円）の減価償却できるものは什器、20万円以下は損金で落としている。備品は損金扱いなので、補助金として認めていいと感じている。</p>
事務局	<p>全部は無理にしても、一定程度認めても良いのではというご意見もいただきました。その線引きにも国の補助金の対象もありますので、認められている備品もありますので、参考にします。極力認めていったほうがよいということですね。</p>

辻委員長	交野市や東大阪市が認めているところは、金額的な部分ですかね。
事務局	他市も交野市さんは4分の1以内の備品に限るですとか、東大阪市さんも可となっていますが、書ききれていないですが、募集の前に相談会を行い、事前見積を含む予算書を提出してもらっているような精度の高い中で申請となりますので、そこで可となっている形です。今の本市の制度でいくと、見積も取られていると思いますが、東大阪市さんレベルにはいっていません。
辻委員長	交野市さんの補助上限が20万円で、4分の1ということは、最大5万円ということでしょうか。四條畷市でも5万円という線引きができないことはないということですか。
事務局	補助金ですので、国の法律等もあるので、例えば大きいものと、学校を建てるときの補助金が、用途が変われば返還ということも法律であると思いますので、金額というよりも、これに対して補助金を出していますとしたときに、用途が違ふと返してくださいとならないようにしたいので、そのため基本的には備品はダメというところが多いと思うんですが、そのあたりは国の法律を含め、調べたほうが良いと思います。200万円は結構大きいので、高額なものも買えますので、そのあたりは慎重にしないと、提案者にもご迷惑をおかけすることにもなりますので。
辻委員長	交野市さんの場合、上限20万円で、おそらく5万円まで認めていると思いますが、そのあたりは国の制度を調べてということですね。
事務局	可能であれば、可能な範囲で補助できればと思います。
辻委員長	国は関係あるのでしょうか。

事務局	<p>地方自治法で補助金は規定されているので、それを市に当てはめて市が実施していますので、公金を出す以上慎重に行いたい。</p>
施副委員長	<p>アンケートにもありましたが、補助金をもらうと市から縛りがあり、複雑や面倒といったこともあります。実際はどうですか。厳しくないですね。</p>
事務局	<p>認識の部分だと思いますが、自由に使えるお金だという認識ですと縛りがあると思われる方もいらっしゃるでしょうが、事前にルールを読み込んだうえで、これは公金なので、ちゃんと読み込んだうえであれば、それほど厳しくないです。そういったところは受付時も含め、今後の周知啓発かと思っています。</p>
増田委員	<p>まとめてお話しさせていただきます。現状の上限と補助率でそんなに違和感はないかなと。一方で自立性の観点から毎年補助率が下がっていく案も違和感はないかなと感じています。辻委員長の3年分まとめて申請案ですが、法律と予算という形式的なところもあると思いますが、本質的には、自分が事業を行っていく側で考えると、毎年審査があって、チェックしてもらったほうが良いのかなと。緊張感も生まれるし、3年分まとめてとってしまうと必ずしも良いことだけではないのかなと思います。それから、自立性がこの補助金は大事かなと思うんですけど、当初は、発起人1人だけというのもあり得ると思うのですが、継続していくのであれば、他の人を巻き込むことも大事かなと思ってまして、ずっと個人申請はやや困難があるかなと。少なくとも2年目以降は団体で申請すると自立性への一定の担保があるのかなと感じています。あと会計や税務の適切性、適格性の部分でも、一人がずっとみるよりも、団体のほうがよいと思います。プレゼンは、他の委員からもご指摘ありましたが、プレゼンが負担だというのは、私もビジネスコンテストを運営していたこともあり、よくわかっているのですが、負担だけではなく、宣伝にもなることもありますし、プレゼ</p>

ンの準備をすることで、自分の考えていることがよりブラッシュアップされていく、特に質疑応答の対策をすることで、自分でツッコミところを探す、自分たちで見えにくいところを探すというのも、事業者の目線からも価値があるのじゃないかなと思っています。宣伝にもなりますよというところで、市でも推すために、例えば、ホームページ載せます、要旨を広報誌に載せます、採択されたところに職員が取材に行きます、など、宣伝になるということが分かればいいのかと思います。あとは自立性の観点からいくと、私は引っ込み思案だからプレゼンが苦手という方もいらっしゃると思います。それ自体は個性で良いと思うのですが、3年を超えて続く事業をやろうと思うと、逆に人前に出て話すのが得意な方や、話が上手な方を巻き込むという力も大切だと思いますので、やっぱり3年を超えてやっていけるような事業を見つけ出すプロジェクトだとすれば、プレゼンがあるというのはそこまで過度な負担と見なくても良いのではないかと思います。公開性、透明性の観点からもそうです。それから、申請が少ないというところですが、申請が少ないことが直ちに悪いということではないかなと。私も色々任意団体入っていますけども、団体によって書類作ったり会計したりということが、補助金をとってしまうと、書類も多くなるし、会計も厳しくなる。例えば今年は予算余ってるからこれを辞めておこうということも簡単にできなくなる。例えば公民館の利用料とか補助してもらえるとありがたいですけども、一方で自主自立してやっていくという考え方もあるので、補助金の窓口に来ない人が直ちに悪ではない。個人でラジオ体操されている方もいらっしゃるの、自立性のある街づくりをされているのかなと思いますので、少ないことが直ちに悪ではないと思います。むしろ補助金を取らないという選択肢もあるのかなと思います。最後に備品の点が話題になりましたが、備品を補助が適当なものと適当でないものに分けることが運用上難しい問題としてありますし、運用上問題があるということは、この補助金はプレゼンをしてもらいますので、市民の方に見てもらうことも盛り上がるの一つかなと思いますが、プレゼンのなかで高額なものやパソコンなどがあった場合に、事業が面白い

	<p>とか公益性があるといった本質的なところに目がいらず、その備品がどうかという部分ばかりが議論になってしまうことを懸念して、より本質的に、事業自体の良さや、考え抜かれているのかという本質的なところに焦点を当てるというために、備品を対象としないという考え方もあるのかなと思います。</p>
辻委員長	<p>ありがとうございました。最後に、イベントに関する要綱についてですが、資料の5をご覧ください。市の方で共催協力イベントについてそれぞれ話を、問題となるのは、協力のところですね。細かい説明があるかと思うのですが、その手続きに関しては、行政の方が立会う場合、これは警察の方が必ず立会を求めるのですかね。</p>
事務局	<p>一定の大きい道路を封鎖する場合は、信頼のある行政の職員が警察も事業に応じて内容の把握の意味も含めて立会を求められる場合もあります。</p>
辻委員長	<p>協力事業は、補助金以外で市が財政的な支出をする場合はダメで、人的なサポートはあってもいいのかなと。補助金を出している団体にもいいのかなと。それはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>協力については人的には動かないものです。手続きについては、市が行かないと許可要件にならないと行かないので、基本的にはイベントに対して人や予算を出さないということです。</p>
辻委員長	<p>であれば問題ないと思います。関係機関が行政の立会いを求めてきたら行くけれども、そうでなければ人的な負担はしない。協力事業については補助金の対象として認めることはできないのですかね。</p>
事務局	<p>補助金の作り方にも依ってくるかなとは思いますが、もちろん広報に関することなどは補助対象外となってくると思います。</p>

辻委員長	周知活動、広報誌やホームページの掲載は、市として大事な部分ですから、補助金を出している場合も必要ですね。
事務局	事業の内容にも依ってくるかなとは思いますが。
辻委員長	今でもホームページに出しているでしょう。こういった補助金が決まったとか。
事務局	採択されたことは掲載しています。
辻委員長	ということは、そのイベントを市が認めたということだから、そのイベントの宣伝をしてあげないとダメじゃないですか。
増田委員	後援がただけで、宣伝をしてもらわなくても、企業の協賛も取りやすくなりますし、地域の学校等も協力してくれたりするので、市が積極的に宣伝しなくてもすごくありがたい。
辻委員長	協力の場合に補助金を支給することとの整合性ということですよ。共催の場合は、補助金は関係ない。先ほどの議論で、協力の場合は市が負担しないから、補助金を出してあげても良いということですか。
事務局	要綱の第2条第3項と第3条第9項で大丈夫かというところを議論いただきたい。
辻委員長	書きぶりの行政が問題ないのであればいいんじゃないの。
増田委員	それを議論しましょうということですよ。

辻委員長	書きぶりが行政として問題なんですかね。
事務局	そこも含めてご意見いただきたい。
増田委員	第2条第3号は、「～団体が担っておらず、」まではいいですが、「提案主体の運営において公的機関から独立し、自立的な運営がなされていること」という部分がどういう趣旨なのかが問題になると思います。この書き方は色々な見方ができるので、市が運営に関わっていないだけでいいのか、例えば太鼓の団体があって、太鼓はすべて市からの貸出であれば市の貸出がないと運営できないと思うので、構造上独立するのが難しい場合も含んでいるのか。おそらく制定時はそこまで意識されていたわけではないのですが。協力事業に対してなんとか補助をと考えている中で、例えば市の着ぐるみを使ったらダメというのは、気持ちとしては納得がいかない。独立、自立的というのは、柔軟に解釈できるんですけども、すごくファジーになるので、後半部分の書き方、趣旨については検討したほうがよいと思います。どういう意味なのかを明らかにしておいた方がよいと思います。
辻委員長	例えば補助金の申請をした団体が、ホームページの掲載をすることも市の影響がある。そもそも市の影響のもとに補助金を受けたわけですよ。だから、そういったことを認めていく。だから考えすぎかなという気がしないでもないです。
増田委員	この条文はこういう意味ですよ、と。運営に市が入っていないと整理するのであれば、全然問題ないと思いますが、今明らかでないので、ここで議論しようということですよ。
辻委員長	影響があるというのが、中心的な部分の話では？
事務局	元々は団体であったが、市が担っていた部分もあるので、この補助金につ



	<p>いてはそういったことが無い、影響が及ばないという趣旨で記載されています。</p>
辻委員長	<p>解釈でいいのでは。</p>
事務局	<p>共催協力の取組みの要綱についても、団体運営の見直し、補助金の見直しの両方は、趣旨は違うのですけども、目的は自立的運営になります。この公募型補助金も自主自立性があり、8つの原則にもありますけども、自立的な運営というのを条文に分かりやすく書き込めばよいということですかね。</p>
増田委員	<p>書き込むか趣旨を整理するかではないですか。第3条第9号も同じだと思います。</p>
辻委員長	<p>市として支援するの、という項目を入れてはどうでしょうか。具体的に書いておく。そうすると、それ以外の影響というのは、中心的な意味と分かるような記載はどうでしょう。</p>
増田委員	<p>提案の主体のところに、そこまで書くのは、地方公共団体においてもあまり例が無いのではないかと思います。協力事業についても、自立的な運営に影響を及ぼすような、そういう協力をしないというので、整理したほうがよい。</p>
事務局	<p>原則として、人的、金銭の協力はしないという考え方ですので。</p>
施副委員長	<p>補助金も公金ですよ。市の公益活動として認められた団体を市のホームページで支援するのはなぜ悪いのかと思いますよね。積極的にPRすべきでしょう。公益に反することは団体がしたりとかはダメだが、補助金制度の中で公益と認められて、税金を出している団体を市が支援するのはどう考</p>

	<p>えてもいいんじゃないですか。行政が資金を出すのではなく、例えば施設を借りるのに口添えする等の協力は問題ないように思います。積極的に協力すべきだと思います。</p>
辻委員長	<p>2条第3項は、「～団体が担っておらず、」とあるので、あえていいかなと思います。書き方、解釈など矛盾が無いようにしてもらえたら。</p>
事務局	<p>内容を整理して答えられるようにする必要もあると思います。</p>
辻委員長	<p>それでは、時間も迫ってきましたので、本日、議論しました内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>提案件数については、減ってきている現状もありますけれども、増田委員からあったように少ないから悪ではないというのはそのとおりかなと思います。補助金を使わなくても活動される部分もあるのかなと。</p> <p>補助率については、ご意見いただきましたが、現状のままでいいというご意見もあれば、徐々に低減していくこともあっていいのではというご意見。上限については、200万円という現状でもということですが、他市と比べても突出しているの、若干下げても良いのではというご意見もありました。</p> <p>備品の購入の可否については、様々ご意見ありましたが、スタートアップで認めてあげればというご意見もありましたが、行政的な部分もあるかなと。</p> <p>イベントの協力事業に対する適用については、基本的には協力してもいいのではないかと。ただ、要綱上の整理、説明が必要であるかなというところ。以上になります。</p>

施副委員長	1点だけ。今日の共通項として、2分の1補助に必ずしもこだわらなくても良いというのは共有できたということによろしいですか。
事務局	はい
辻委員長	では、事務局のほうで、次回までにたたき台の作成をよろしく願いします。
事務局	案件5 その他として、何かございますでしょうか。
事務局	次回の開催が6月28日（火）10時からを予定しております。案内を送付するとともに、議事摘録を委員の皆様にご確認いただきますので、よろしく願いいたします。
辻委員長	それでは、本日の会議を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。

※辻委員の「辻」の表記は、正しくはしんによりの「、」がひとつですが、表記の関係上「辻」としてあります。